

## 新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成30年7月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

### 1 業務の概要

新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務

### 2 プロポーザルの内容

新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

### 3 実施要領の交付期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

#### (1) 交付期間

平成30年7月31日（火）から平成30年8月20日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

#### (2) 交付場所

郵便番号950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課業務管理係

電 話 025-280-5557

E-mail ngt400020@pref.niigata.lg.jp

#### (3) 質問の提出

プロポーザル実施要領による。

### 4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

### 5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

#### (1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

#### (2) 提出期限

平成30年8月20日（月）午後5時まで

#### (3) 提出場所

上記3(2)に定める交付場所に同じ。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る）。

### 6 提案書等の提出

#### (1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

#### (2) 提出期限

平成30年9月10日（月）午後5時まで

#### (3) 提出場所

上記3(2)に定める交付場所に同じ。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務提案書等在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(4)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

### 7 審査等

#### (1) 審査を行う者

提出された書類は、新潟県立病院看護職員勤務表作成システム整備業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

#### (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

ウ 見積限度額を超えた提案をした者（ただし、保守の費用は除く）

エ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

オ 期限後に提案書を提出した者

カ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

キ 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

#### (3) 審査方法

提案者によるプレゼンテーションを実施する。

ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の総括責任者又は主任担当者が行うものとし、参加できる人数は4名以内とする。

#### (4) 審査基準

プロポーザル実施要領による

#### (5) 審査及び結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

### 8 契約の締結

県は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式6「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。この誓約書の提出がないときは、契約を締結しない。

### 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、本プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において本プロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式7「新潟県立病院看護職員勤務表作成支援システム整備業務のプロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。

(7) 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

(8) 本業務の実施にあたり、提案書等に記載された総括責任者、主任担当者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。

(9) 総括責任者、主任担当者は特別の理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

### 10 Summary

#### (1) Subject matter of proposal

Scheduling System for Niigata Prefectural Hospital Nurse

- (2) Deadline for Application  
August 20th , 2018 5 : 00 P.M.
- (3) Deadline for Proposal Submission  
September 10th , 2018 5 : 00 P.M.
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Office : Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration,  
Niigata Prefectural Government  
Address : 4 - 1 Shinko-cho, Chuou-ku, Niigata City  
950-8570 Japan  
Tel : 025-280-5557  
Fax : 025-285-3843